

令和5年度住民税非課税世帯向け臨時給付金(追加分) (7万円/1世帯)のご案内

- 令和5年度住民税非課税世帯向け臨時給付金(追加分) (**1世帯あたり7万円**) は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による物価高騰等に直面する低所得世帯 (**住民税非課税世帯等**) の支援を目的とした給付金です。 ※他市町村の類似の給付金と対象者・金額等が異なる場合があります。
- 給付金の受給には手続きが必要な場合があります。詳しくは、下記をご確認ください。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

町が確認書を受理した日から1ヶ月以内に振り込まれます。

支給対象となる世帯 (ご自身の手続きをご確認下さい)

令和5年12月1日時点で中井町に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度の「**住民税が非課税**」の世帯

令和5年6月2日以降に世帯員全員が中井町に転入してきた世帯

令和5年6月1日以前から中井町に住民登録のある世帯で、
住民税非課税世帯向け臨時給付金(3万円)の支給を、

受けていない

受けた

令和5年6月1日と令和5年12月1日で
世帯員の変更、住民税額の変更が、

ある

ない

対象となる世帯には、本チラシと
「**住民税非課税世帯向け臨時給付金(追加分)支給要件確認書**」
を同封しています。

給付金の受給には確認書の返送が必要です。

提出期限：3月31日(日) (必着)

手続きが必要な方の受給方法の詳細については
裏面をご確認ください。

手続きは、
必要ありません。

対象の世帯には、
「令和5年度住民税非課税世帯向け臨時給付金(追加分)支給のお知らせ」
を同封しています。

給付金の受給手続き

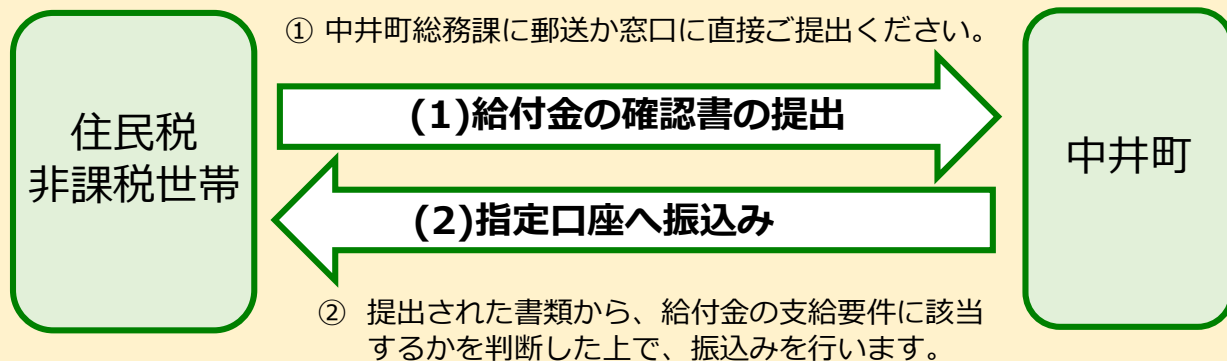
- 受給に手続きが必要な世帯には、中井町総務課から給付内容や確認事項が書かれた『住民税非課税世帯向け臨時給付金(追加分)支給要件確認書』を送付（本チラシと同封）しています。
- 受給を希望される方は、**令和6年3月31日（必着）**までに、同封の返信用封筒にて**確認書の中井町総務課へ返信してください。**



【確認事項】

- ①記載された給付金振込み口座番号に誤りがないか
⇒記載の口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や支給口座欄が空欄の場合のみ、希望口座を記入し、以下の添付書類とともにご提出ください。
 - 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - 受取希望口座を確認できる書類の写し（通帳等）
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

▶ **確認が終わりましたら、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号をご記入ください。**



給付金や還付金等を装った



「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、中井町または松田警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

中井町総務課 「令和5年度住民税非課税世帯向け臨時給付金」窓口

0465-81-1111 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)